

ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）

1. 目的

円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠であり、これまで、監督職員、調査職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システムのなものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題への迅速な対応を実現することを目的とする。

2. 対象

久留米市発注の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。

3. 実施内容

基本は「即日対応」

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」にする。

イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告する。

ウ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに受注者に新たな「回答予定日」を予告する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に報告、相談し回答する。

オ 受注者からの確かな状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

4. 実施方法

ア 受注者への周知

初回の打合せ時などに、受注者に対し、ワンデーレスポンスの意義と目的を説明し、本取り組みへの双方の理解を高める。

イ 双方からの質問等に対し基本に則り対応する。

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、原則として書面、情報共有システム（ASP 方式）によるものとする。

なお、緊急を要する場合等は、電話、ファクシミリ、Eメール、遠隔臨場、Web 会議等を活用することができるものとする。ただし、この場合も、事後に書面、情報共有システム（ASP 方式）で処理するものとする。

5. 適用年月日

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和 7 年 4 月 1 日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

附 則

この実施要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。